

# 市庁舎整備に関する調査特別委員会

## (第24回) 会議録

会議年月日	平成26年3月17日(月)		
開 会	午後1時00分	閉 会	午後2時09分
場 所	6階 第1会議室		
出席委員 (9名)	委員長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠席委員	なし		
事務局職員	局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人		
出席説明員	総務部長：羽場 恭一 庁舎整備局長：亀屋 愛樹 庁舎整備局次長：中島伸一郎 庁舎整備局長補佐：藏増 祐子 庁舎整備局主幹：宮崎 学 庁舎整備局主任：黒田 洋太 庁舎整備局専門監：前田喜代和 財産経営課主幹兼庁舎整備局主幹：福井 一郎		
傍 聴 者	9名(別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

## 午後1時00分 開会

中西照典 委員長 それでは、市庁舎整備に関する調査特別委員会第24回を開催いたします。

今回は、中間報告について皆さんに協議していただくことになっております。お手元に市庁舎整備に関する調査特別委員会中間報告（案）をお配りしております。

まず、事務局よりその内容を朗読させます。

勝井節朗 市議会事務局次長 委員長、いいですか。

中西照典 委員長 では、お願いします。

勝井節朗 市議会事務局次長 市庁舎整備に関する調査特別委員会中間報告（案）

市庁舎整備に関する調査特別委員会における調査の経過及び結果について中間報告をいたします。

本特別委員会は、平成25年1月16日の第1回鳥取市議会臨時会において、市庁舎整備に関する調査研究を目的とし、9人の委員で設置されました。

現在までの15カ月の間に24回の委員会を開催し、鳥取市庁舎整備専門家委員会の報告及び請願・陳情の審査並びに鳥取市庁舎整備全体構想（素案）について議論を重ねてきているところであります。

また、市庁舎整備については、市民からも大変注目されている課題であり、本特別委員会のケーブルテレビ放送、インターネットによるオンデマンド放送、会議資料や会議録等のホームページでの公開を行い、情報提供を図ってきたところであります。

延べ24回にわたる本特別委員会で市庁舎整備のあり方について議論し、具体的な市庁舎整備の方向性について現本庁舎の現状の視察も行うなど、調査研究を進めました。

その中で、市庁舎整備は喫緊の課題であり、市庁舎整備の方向性を早期に決定すること。合併特例債を財源の柱として活用し、本市の財政負担を可能な限り軽減させること。鳥取市庁舎整備全体構想（素案）で示された5つの方針に沿って市庁舎整備の検討をすること。以上の点については本特別委員会で合意がとれたところであります。

住民投票の時点では議論が十分でなかった市庁舎整備の5つの方針により、耐震改修一部増築案、新築案を支持する委員に分かれる中、それぞれの案について議論が重ねられ、十分な時間を費やし審査されてきたところではありますが、市庁舎整備は喫緊の課題であり早期に方向性を出す必要があることから、第23回の委員会において、現本庁舎を耐震改修すべきか否かについて採決しました。一部委員からは現時点での採決は認められないとの意見がありましたが、採決した結果、現本庁舎を耐震改修することについて賛成者なしとなり、現本庁舎を耐震改修することは否決されました。

今後は、本庁舎を新築することを基本に市庁舎整備について早期に具体的な方向性を決定するため引き続き調査研究を進めることとし、本特別委員会の中間報告といたします。以上です。

中西照典 委員長 朗読ありがとうございました。

案としては、今朗読したところでありますが、これから委員のそれぞれの御意見をお伺いしたいと思います。多分これは、議員間討議になると思います。そのときにまた宣言します。

では、委員の中から。伊藤委員。

伊藤幾子 委員 これ今出していただきました。これ会派に持ち帰らせてください。

中西照典 委員長 その意見に対してどうですか。

会派に持ち帰らせていただきたいを諮る前に、まずこの案についてどう思われるかそれぞれの意見を言っていただきます。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 表現が正確でないところがあると私は思います。会派に持ち帰って十分議論はしたいと思いますが、今意見をというのであれば、下から2つ目の固まりのところの、一部委員からは現時点での採決は認められないとの意見がありましたが、というところですが、これを読むとそういう意見があったけど、ちゃんと仕切った結果、耐震改修について賛成者なしとなったというふうに、読み取れてしまうと思うのです。でも実際は違っていましたよね。私たちそんなおかしいとかいうこと言っていましたので、そういう声がある中、採決したとか何かちょっと書き方がこれでは不十分だと私は思います。

中西照典 委員長 例えば、どういうふうな書き方になるのかちょっと示してください。

伊藤幾子 委員 だからそれは、会派に持ち帰って状況がわかるような表現を考えてきたいと思います。

中西照典 委員長 そのほかどうですか。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 こないだも採決をとるときに、この委員会の審議が紛糾をしたわけでございますけれども、現本庁舎を耐震改修することについて賛成者なしとなりと、こういう表現になっておるわけですが、これは委員長の提案がやはり今まで特別委員会で審議をした経過、それらを踏まえた上での提案であれば、賛否を問うということも当然あるべきだろうとは思いますが、余りにも一つの流れで申し上げますと、第3次の特別委員会の最終報告としては、住民投票の結果を尊重し、市民の声を聞きながら今後も調査検討を進めていくという最終報告になっております。この中間報告の段階で、この採決のとり方は住民投票を無視する、ほごにするという意味合いが込められた提案であり、私は一応委員長権限という形で提案をされましたが、そういう提案については我々も賛否が、意思表示を明らかにできないとそういうことで今の時点での採決は無理があるということで、意見を申し上げました。強行されて、この賛成者なしということにはなったわけですが、賛否の意思を明らかにできないような提案をされたということで、私はこの中間報告の素案を今読ませていただいて、もっとほかの報告を議論したいと思います。その理由は、この特別委員会でも議会の中で臨時の市庁舎特別委員会を委員長の提案で3回ですか、追加をして議論をいたしました。その折に、我々が議論してまいりましたのは、基本的な方針案5つに対しての議論、それから市の執行部から提案をされた資料に基づいて、その資料の質疑はやってまいりましたが、市庁舎整備局が提案をした全体構想4案の具体的な審議には、まだ議論が深まったという状況ではないと、そういう点も考えまして、余りにも前回の特別委員会の強行採決、これは今までの審議経過を踏まえて正当ではないということ、はっきり申し上げさせていただきたいと思います。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 私はこの中間報告を読みながら、23回の議論を示しながら今までの経過と事実を客観的に書いてあるというふうに思います。委員長が採決をされたわけですが、議論はもう前に進まないという判断の中からそうされたのだと思いますし、もうそろそろ決着する時期だというふうな思いもあったのだらうというふうに思います。そうしたことで、採決したのも事実ですし、早期に具体的なものを示す必要があったという判断から、こういう中間報告案になったということで、これは事実に基づいてそのことだけが書いてある報告書であるということに受け取っておりますので、これはこれで了としたいというふうに思います。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 この特別委員会の中でも、例えば市庁舎の構造に関するもの、あるいは躯体に関するもの、いろいろ御意見を言われる委員も多々ございました。しかしながら、我々は建設の専門家でないという意見も多く出された、これも現実だらうと思います。その中で、住民投票にかけた2号案、耐震改修及び一部増築案でございますが、これは専門の設計士、建築士の方が今の市役所の建物であれば、耐震改修工事を施せば十分活用できると、そのお考えの中で提案をしたものでありますし、鳥取市が今回全体構想で出されております本庁舎の考え方についても、建設して50年たつておるとI s値は低い、そういうことで耐震改修を施せば活用することは可能であると、活用できると、耐震改修を施せばですよ、市庁舎整備局もそのように提案をされております。そういう状況の中で、この現在の中間報告の中で、この耐震改修及び一部増築案、これが実現できないという根拠はないはずなのです。それを、耐震改修をするのか、新築をするのかと今までの経過を無視した形で提案をされる、この点についても私は反対に委員の皆さん方にどうお考えなのか、また本当に住民投票の結果を尊重するという点についての認識、これには委員間の中でかなり温度差があるように思います。そういう点で、住民投票の結果、尊重するという我々が今日までその理念のもとに議論してきたこの点について、委員の皆さん方の御意見を、率直な御意見を聞かせていただきたいと思っております。

中西照典 委員長 先ほどから、私は宣言していませんけど、じゃあ委員間討議ということになりますので、皆さん確認していただきます。

では、下村委員。

下村佳弘 委員 今、橋尾委員がおっしゃられたことは、何度も何度もお話をしましたよね、今までの特別委員会の中あるいは検討会の中で。その議論した上で今日があるわけですし、今回の特別委員会も含め、本当に何度も何度も議論をしたことで、その結果、方向性を出さなければならないということで、前回の特別委員会の上で採決されたということですので、私はこれうそが書いてあるなら何も言いませんけども、これ事実が書いてあるということですので、私はこれで結構だというふうに思います。テレビを見ておられる方も、今そのスクリーンに中身が映っておりますので見ることができるわけですが、この中身で結構だというふうに思うわけです。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 今、下村委員のほうから事実が書かれていることだということがありましたが、

ちょっと私はこれは違うというところを感じる部分がありますので、指摘をさせていただきます。こちらに出ていますけれども、まず1行目、住民投票の時点では議論が十分でなかった、市庁舎整備の5つの方針によりとありますけれども、議論が十分でなかったという考え方は全体構想の2ページに書かれているわけですよね。これはあくまでも、市当局の考え方であって議会としてはちゃんと議論をしてないというのは、私の考え方です。条例をつくる検討会のときは、機能とかそういったことは後で考えるっていうことだったので、これは議論が十分でなかったという言い方にはならないと思います。

次に、同じところの4行目、十分な時間を費やし審査されてきたところでありますとありますけれども、前回の委員会の中でも議論は尽くせてないのだっていう意見が出ていたのですよね、私は決して十分な時間を費やせたとは思いません。私も議論は尽くせてない中で、採決がとられたと認識しておりますので、これは事実と違うと思います。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 議論については、その議論について議会が検証をして、そしてそれに対する審議も行っていると私は理解しておりますし、議論が尽くされていないってというのは、私は今までしてきたと思うのです。その議論の論点ってというのは、住民投票ということだと思いますけどね。このことは、テレビを見ていらっしゃる方もよくわかると思うのですが、同じことが何回も毎回毎回やっているわけですよね。これでどこをどういうふうに議論が進むのかなというふうに、みんな思っておられると思うのですよ。そういう意味で、これ以上議論を深めるっていうか、進めてもこれは意味がないじゃないかということだろうと。それは伊藤さんと私の認識の違いかもしれませんが、私はそういうふうに思います。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 住民投票の時点で議論が十分でなかったと言われましたけども、住民投票のときの場合は、あくまでも耐震改修か新築かという技術的なそういう工事費そういうことが重点になっていたわけです。ですから、まちづくりや駐車場の問題、あらゆる統合した職員のサービスの問題市民への、窓口の問題、あらゆる面でまだ協議はしてなかったということで、まだ工事的なものを優先して額の問題で20億と70億ですか、そういう話が出ておるわけです。その辺で議論というのは、建物だけではないですよということで、ずっとずっと今まで話していませんからね。この会でも。それとまた、まず5つの課題がありましたね、これずっと何回もこれまで話しておりますけど、防災機能の強化それと市民サービスの機能強化、庁舎整備の適切な配置、ですから市民の方があっちやこっちへ行くと4,800回、年間。そういう方がおられる。またほかの方でも場所はわかっておりながら、なかなか困ったな、あっちだこっちだっていうのもありますし、それとか今の狭さ、狭隘さ、それで耐震改修してもその辺が先ほどに戻りますけど、前の話と、狭い、バリアフリーは改修ならない、ということもございます。また、いろいろな駐車場の確保の問題、工期が5年ぐらいかかるということがありますね、工事だらけ。それでまた今の考え方では、執行部、65年、今50年たっていますので15年ぐらいたったらもう取り壊しの必要が出るだろうということもあります。それを、その時点でのお金が要りますし、そこでまた工事のまた期間でいろいろな面で駐車場とかいろいろまた迷惑がかかることがある

と、その辺を考えて結論に達したわけです。ですから非常に境港の市民会館、ここよりI s 値が向こう高いのですよ。第1庁舎、本庁舎より、そこは使用禁止にしていますね。だからこれ本当に危機感持たないと本当に速やかに諮るべきだと思います。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 私の言っていることを正確に捉えていただいていないと思いますね。私はこの表現の仕方がおかしいと言っているのですよ。条例つくるときには、機能とかそういったことは後で考えましょうっていうことだったわけでしょう。それを、議論が十分でなかったという表現はおかしいじゃないですかと、それがやろうとしていたことが、そこまでなかなかまとまらなかったら、不十分だったとか時間足らずとかって言い方があるかもしれんけれども、そういった機能面とか後にしましょうっていう話で私は来ていたと思うので、この議論が十分でなかったという表現の仕方は、この全体構想の2ページにある執行部が言われているようなことと一緒に、議会として必ずしも議論が十分でなかったという議論はしてなかったわけだから、ここは正しい表現ではありませんよっていう、ただそれだけのことですよ。

中西照典 委員長 ちょっとその時点で議論が十分でなかった、僕はちょうど住民投票条例のときの検討委員会の座長をしておりましてけども、この機能には何回も踏み込もうとしたわけです。踏み込んでいったわけですが、結果として文面としてはそういうふうな表現になりましたけども、あれだけの長い検討委員会の中では、この議論をしたことはしております。それは間違いありません。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 この市庁舎の、整備の問題っていうのは委員の皆さんも全員が急ぐ問題である、喫緊の課題だという認識は皆さん一緒なのです。そういう流れの中で、皆さんも住民投票全会一致で市民の皆さんに最終の判断を委ねたじゃないですか。直接、民主主義に訴えたじゃないですか。それで市民の皆さん、最終判断下されたのですよ。確かに議会の中では、新築移転を支持される委員の皆さんが多い、これも現実です。しかしながら、従来の過半数の決議では、前に行かない状況があつてですね、位置条例という問題がありました。その位置条例がクリアできないということで、過半数ではありますが住民投票という形で、市民の最終判断を委ねたのですよ。我々、市民の負託を得て出ておる議員として、市民の皆さんの最大公約数を形にするのが我々政治の務めじゃないですか。確かに、新築移転を支持される方のメリットも聞かせていただきました。しかしながら、耐震改修を進めていくというメリットも我々にはあります。そういう中で最善の策をお互いがぶつけておりますけれども、結果が出た以上、市民の皆さんの意向を酌んで、お互いの歩み寄れると、最良の方法と最善の方法との間、これを詰めていくのが我々に与えられた使命じゃないのですか。だから私は先ほどから言っているように、今日まで住民投票の結果を受けて審議を続けてまいっております。この住民投票の結果を、皆さんはどのように尊重してここに臨んでおられるのか。先ほど皆さんの御意見を聞かせていただきたいというふうに申し上げました。まだどなたからも、御意見を聞いておりません。聞かせてください。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 まず私たちは、この議会人として一つ一つこの議会、特別委員会なりで得た結果をもって一つ一つ物事を順序立てて決めていかなければならないというのが、この議会人たるものの務めだというふうに私は思っておりますが、まずこの住民投票、確かにその意思は示されたわけです。その示された意思に基づいて、私たちは第3次の特別委員会を設置して、耐震改修及び一部増築案の中身について、特別委員会で橋尾委員長のもとで長きにわたって議論を重ねてきて、その結果、住民投票で示された案では、実現が困難だという結果をもって、私たちは第4次の特別委員会をさらに設置をして、今後のこの鳥取市に必要な庁舎のあり方ということ、議論をしてきたわけです。そして、この先ほど伊藤委員のほうからもありましたけど、議論が尽くされてないとか言われるのだけども、私たちはここの中段に書いてあるように、橋尾委員も先ほどおっしゃった喫緊の課題なのだと、庁舎整備は。そして、市民に早期にその解決策を方向性を示さないといけない、そして合併特例債の期限も限られている、それからこの5つの方針案についても何度となく私たちはこの特別委員会で確認をして、そして中身の審議に入ろうとしたのだけども、だけどその都度、また住民投票のところに戻って、いつまでたつたって平行線じゃなかったですか、今まで。だから私たちは、何度となく早くこの示された全体構想案の中身の審議に入ろうって言っているのですよ、言っていたのですよ。だけどもなかなか入れなかったから、いつまでたつたってこの平行線が続けば市民に確かな市庁舎の方向を示すことできないから、まずは中間報告でこの耐震改修、この現本庁舎の扱いについて結論を出そうというふうにして、前回の特別委員会で諮ったわけですよ。私は、審議が尽くされてないとかおっしゃるけども、その審議に入ろうとしなかった皆さんのその態度こそ、私は問題だと思いますよ。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 中身の議論に入ろうとしなかった、何か私らが何かそれをさせなかったみたいなことと言われるけれども、それは違うのですよ。私、ずっと言ってきているけれども、本当に中身の議論をしようと思ったら、住民投票のことをちゃんと議論しないと進めないじゃないですか。よく考えてみてくださいよ。執行部は、この全体構想の2ページに、住民投票に対する考え方を書かれていますよね。一々読みませんが、こういうことを踏まえた上で全体構想の中身を出してきているわけでしょう。その前提となっていることを、議会人としてうのみになんてできませんよ。その議論なしに、何で先に進めるのですか。進めないでしょう。議会人だったら、進んだらだめでしょう。それわかりませんか。それ何回も何回も言っているじゃないですか。聞こうとしないのはそちらでしょう。そちらがうんと言えぱとんとんとんっていったかもしれないのに。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 本日の特別委員会、この中間報告の文面についてどうなのかということですが、先ほど下村委員のほうからもありましたけども、私はこの文面全体を通して、客観的な中身であるというふうに認識をしておりますし、このとおりでよろしいかというふうに思います。もし、この文面上、異論があるのであれば私は伊藤委員が先ほどおっしゃったけども、会派に持ち帰ってどういう文面を出されるのか検討して、本日明らかにしていただきたいなと

いうふうに思います。

中西照典 委員長 棕田委員。

棕田昇一 委員 この文案を作成されました中西委員長にお尋ねいたします、文案について。下から2つ目のくくりといたしますか、ブロックの部分ですね、ここでいきなり住民投票の時点ではと出てくるのですが、その前のところで住民投票のことについて、全く触れていないのに、唐突にここで住民投票の時点では云々とう出てくるのですが、これはどういう意義があるのかっていうか、何か唐突で文章としてこれちょっとうまくないと思うのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

中西照典 委員長 住民投票の時点では、というのはこの次の5つの方針ということ十分にできなかった。先ほど言いましたように、そこに機能とかそういう面に住民投票の条例案を作成する時点でかなり検討会でもその点は議論されたのですが、十分にできなかったということをごに載せておきたかったという意図であります。ただ、5つの方針については、当然していたのだよということですね。絶えず庁舎を考える上では、そういう方針のもと、というかそういう機能とかの面は絶えず話をされておりました。ということですよ。

どうぞ。

棕田昇一 委員 本特別委員会で、この5つの方針といたしますか、考え方をもとに議論してきたというのは事実でありまして、しかしそれをこの文脈といたしますか、文書表現でいうと、住民投票がどうこうではなくて、つまり住民投票というものにマイナスイメージを生みかねないようなこういう表現っていうのは不適切だと思います、これは意見として申し上げておきます。

もう1点、委員長、質問ですが、この今の部分最初のこの1行ですね、「5つの方針により、」というところまでですね、この文章はどこにかかってくるのですかね。この文章は、6、7行あってですね、非常に長くて何か理解しにくいのですが、この最初の住民投票の時点では云々5つの方針によりっていうのは、どこにかかってくるのですか。ちょっとそれ教えていただけますか。

中西照典 委員長 ちょっと待ってくださいよ。そこを言われると、方針によって検討していったのだけでも、それぞれの案について議論が十分に重ねられ、十分な審査をしてきたところがありますが、というところにかかってくる。つまり、5つの方針によってそれぞれ議論を重ねてきたし、十分な時間を費やしてきたというところですね。

棕田委員。

棕田昇一 委員 お聞きしてそうかなと、ただちょっとわかりにくいですね。

次の質問ですが、同じブロックの2行目最後のところに、それぞれの案について議論が重ねられとありますね。このそれぞれの案というのは、何を指しているのか、委員長御説明いただけますか。

中西照典 委員長 その前に書いてありますね、耐震改修一部増築案それから新築を支持する委員、それぞれの委員が支持する案ですね。

棕田委員。

棕田昇一 委員 そうしますと、そこにある新築案というのはどういう案を言っているのですか



ね。新築案について、耐震改修及び一部増築っていうのも一つですが、今問うているのはそれじゃなくて、それぞれの案っていう中の一つはこの新築案だと今御説明ありましたので、じゃあその新築案っていうのは、これまでの議論で何を指していますかね、どの案を指しているのですかね。

中西照典 委員長 どの案ではなしに、私が言ってきましたのは、この庁舎を耐震改修するのかそれではなしに、新築がいいのかという案を皆さんに議論していただきました。ですから、新築はこの庁舎を耐震改修しないということを、表明されていた方、つまり新築するのだと場所は別にして新築するのだという方の案ということですね。

棕田委員。

棕田昇一 委員 私は案というのから、それが詳細なものであれ、概括的なものであれ、まさに今後の市庁舎整備のあり方を示す中身と理解したのですが、今の委員長の説明を聞くと、考え方っていうことですね。耐震改修及び一部増築をするという考え方とそれから新築をするという考え方について、議論をしたということですね。

中西照典 委員長 はい、そういうことになりますね。

棕田委員。

棕田昇一 委員 とすると、じゃあその新築をするという考え方の上に立つ、具体的な庁舎整備の中身ということについては、これ議論できてないわけですね。つまり、それぞれの案について議論が重ねられたところありますけれど、議論は重ねられていないと、これがこれまでの経過の事実じゃないですか。

中西照典 委員長 私は、十分重ねられたと思っております。

棕田委員。

棕田昇一 委員 以前こんな議論がありましたね、ある案に対して否定的な意見を言う人々がいるけれど、それに対してどうしていくのかという建設的な議論がないのだと。こういう批判をするような議論が過去ありましたけれど、まさにこないだのあるいはこの間のこの特別委員会は、現本庁舎を使うのか使わないのか、いや使わないと、こういうことはあったけど、じゃあどうするのだということについての対案っていいですかね、はなかったわけですね、ここにあるように、それぞれの案について議論を重ねてきた結果云々ということであるとするならば、まさにそれぞれの案についてどのように議論がなされてきたのか、新築案という、あるいは新築でいくべきだという考え方について、議論が深まったことは私はないと思いますよ。それは、この中間報告の文案は事実誤認だところ申し上げます。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 私の解釈は全く違いまして、どこですか、耐震改修一部増築案、新築案を支持する委員に分かれる中、これは大別して執行部は4案出した中での考え方として、大きくくりにしてこういった2つの考え方が分かれる中ということで、私は解釈をしておりますし、それぞれの案にという部分の案という部分は、これは4案に対する5つの方針、こういった部分に関してそれぞれ議論が重ねてこられてきたということであって、事実、棕田委員が言われるように新築案ということの深めた議論はさほどなかったと、ただ、これまでに結論をまとめるに当

たつては、委員長が再三、本庁舎を耐震改修するのか否かという部分に関して議論を深めるといことを再三に言ってこられて今に至っておるといこと、そして委員の意見の出方からして、堂々めぐりであるといこと、新たな意見が生まれてこないといことをもって、議論は尽くされたといふうにより長は判断をされ、採決をされたと思ひますし、私自身もそのことに対して委員長の諮り方は間違っていないといふうにお思ひております。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 新築案とい案はないわけでありまして、先ほど大別だとおっしゃいましたけれど、そもそもそのくり方自体が、中身がないといひますか、この建物がだめなのだとい議論に導こうとする設定のあり方だといことは、これまでも申し上げてきましたけれど、新築案、具体的に前々回ですか、委員長が我々委員に全員に意見を求めたことがありましたけれど、そのときには新築案といことにまさに大別するとおっしゃるその新築といわれる方々の中には、その旧市立病院跡地への新築移転とい新築と、現在地での新築と、こういことがあったわけでありまして、前回は橋尾委員が言われましたけれど、それを一くりにして新築といことについては、まとめて考えられるようなものではない、具体的なそれは案ではないといことを重ねて申し上げると同時に、先ほどの有松委員の御意見をお聞きしても、この中間報告のこの部分の文章といのは、これでは正確ではないと、こういふうにお申ひ上げます。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 私はいろいろとり方があるのかも知れませんが、こうい文面の書き方で、大きく誤ったものではないと思ひますし、この文で私は十分意は通じておるといひますか、委員会の流れ方は示しておるといふうにお思ひております。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 この中間報告でもね、中ほどに市庁舎整備の方向性を早期に決定すること、これはもう皆さん共通の認識であろうといふうにお思ひます。それで合併特例債を財源の柱として活用する、これはもう耐震改修計画であれ、この合併特例債を使うといのは、もう全委員が確認をしておるところです。それから、本市の財政負担を可能な限り軽減させること、これも今の鳥取市の財政を考えれば、当然この点を考慮しなければならん。ただ、住民投票にかけました、新築移転案 2万3,500平米、それから 2号案にかけた耐震改修及び一部増築案、これはもう明らかに工事内容、建設規模違うのですよ。その中で、市民の皆さんに住民投票をかけた、そして市民の皆さんが選択をされた。そういう流れで第3次の特別委員会をやりました。先ほど、桑田委員のほうから、当初の案では実現をできないとい報告をした。これは、住民投票にかけたこの条例案は概算の積み立てた金額であります。設計とかいのは、その住民投票が終わってから具体的にやっといこうとい話の中で、進んでおったわけございまして、その3次の報告検討するときにも、2号案の形を崩さない形で変更案といものを日本設計さんに、お願いをしました。そして報告もし、その結果として先ほども申し上げましたけれども、住民投票の結果を尊重し、市民の声を聞きながら今後も調査研究を進めていくとい一つの議会としての審議の流れがあるわけでありまして。そういうことであるならば、先ほども申し上げまし

たけれども、この方向性という整備の方向性、これはもう住民投票で明らかになっておりまして、それをどうやって具体的に形にするのかというのが、我々に与えられた使命であります。そういうことで、先ほどから私は何度も申し上げます。皆さん方の意見は、承りましたけれども、住民投票をやってその結果我々が全会一致で条例案を可決し、市民の皆さんに判断を委ねた。じゃあその住民投票の結果を尊重するとして今日まで来ておりますが、どうも私は皆さん方はこの住民投票の結果というものを、軽く考えておられるように思う。そういう点で住民投票の結果というもの、これ住民投票の重みというものをどうお考えになっておられるのか聞かせていただきたいということを、再三申し上げます。聞かせてください。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 そのことに関しては、この四、五回の委員会の中で何度も話をさせていただいております。あえて今言う内容ではありません。議事録を見ていただいても、こういったケーブルですか、確認いただいても何度も我々委員、橋尾委員も言っておられる、伊藤委員も言っておられることも承知ですけども、全員が考え方は示しておるということですので、改めて言うことはありません。

中西照典 委員長 ちょっと橋尾委員、その前に、この中間報告についてどう思われているかというのを、それを橋尾委員言っていただけたらと思いますけどどうですか。

橋尾泰博 委員 私はね、今日までの流れの経過の中で、こないだ委員長権限ということで、現本庁舎を耐震改修すべきか否かについて、提案をされ、強行採決をされました。私は、住民投票の結果を尊重するという、我々議会の流れからいくと、今のこの中間報告をする段階で現本庁舎を耐震改修すべきか否か、そういうことを議案として提案をされて、一部委員からは現時点での採決は認められないという意見がありました。確かにこれは、住民投票の結果を尊重して今日まで議論してきた委員が、言われたことです。それで採決をした。これ強行突破ですよ。そして、現本庁舎を耐震改修することについて、賛成者なしとなり、賛否を出せないような提案をされて賛成者なしという、これはこの委員会での審議はケーブルネットワークのテレビでも市民の皆さんもたくさん見ておられる。この我々の委員会の進め方を見ていて、市民の皆さんは、多くの皆さんが、今の議会の進め方っておかしいよな、これはもう本当に私もあちこちから聞かせていただきます。そういう点で、私も採決に加われないということで、この席を立たせていただいた。そのような提案というものを、私は現段階でこの中間報告として、了とすることについては反対をさせていただきます。

中西照典 委員長 下村委員。

下村佳弘 委員 原則論に返れば、住民投票を受けて第3次特別委員会もあったということで、これは耐震改修一部増築案を審査したのですよね。検証もしたのですよね。その結論、要するに委員長報告をもって、この委員会が発足したという経過があるわけですよね。その委員会で、23回の議論を重ねて、そしてその結果が中間報告として出ると、方向性を出すということで間違いなし、その経過を書いてあって事実が書いてあるこの中間報告ですよね、これを否定する意味が私にはわからないと思います。わからないですね。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 私も何度も何度も言うのは、大変これを見ていらっしゃる市民の皆様にも申しわけないと思うのですが、橋尾委員がこのずっとおっしゃる住民投票の、その意思を尊重するがゆえに、第3次の特別委員会を行ったと。経過については、もうずっと何回も言ってきました。そして新築をしていかなければならないという私たちのこの理由ですけどね、それはこの本庁舎の耐震改修が今後の鳥取市の市庁舎にふさわしい機能性を満たすことができないから、何度もこの特別委員会においても中西委員長のほうから、まずはこの本庁舎がどういう耐震改修をした後に、また耐震改修するに当たって、その私たちが認めた5つの方針案を満たすことができるのか、その点を議論してほしいということ、何度も何度も言われたわけがあります。しかしながら、その議論にはなかなか審議が進まなかった、そういう状況の中で、先ほど橋尾委員がおっしゃったようにこの喫緊の課題を、私たちが認めているのであれば、どういうこの議会としてスピーディーな判断をしていくのがふさわしいのか、その点を委員長としても、委員長としてのこの職責をやはり全うしなければなりませんから、市民に議会として、特別委員会としてその結論を市民に示さなくてはならないということで、前回の採決というふうに至ったわけでありまして。

私は、橋尾委員が何度も午前中のこの分科会の中でも、強行採決とおっしゃるわけですけど、その強行採決という橋尾委員が思っている強行採決って一体何だろうと私は思います。強行採決、強行採決って言葉だけがなぜかこの特別委員会の中でも言われるのだけでも、私は決して強行採決じゃなかったと思いますよ。やはり一日も早く市民に対しての議会としての結論を出そうと思えば、一定の審議が諮られたならば、やはりこれは議会のルールにのっとって、採決にせざるを得ない、諮らざるを得ないというのは、議会としてのやはり私はルールだと思います。それが、橋尾委員から見れば強行採決とおっしゃるかもしれないけど、でも、今後じゃあ何時間かけて同じこの議論を繰り返していけばいいのか、私は本当に今までの議論を聞かせていただいたならば、本当はわかんないのですよ。どこで結論を出そうとされているのか、そしていつまでに私たちはその結論を出さないといけないのか、その点を踏まれば私はこの中間報告は、今議会で委員長が示すことは最も適当だと思うし、この内容についても十分客観的な内容だというふうに私は思っております。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 まさに今、桑田委員おっしゃられましたように、私たちは、少なくとも私は、この庁舎を使うのか使わないのかということ、まず議論しようという委員長の進め方については、一貫して異議を申し上げてきましたが、しかし先ほど桑田委員おっしゃったように、委員長が何度も何度もそういうふうに進めようとしながらも、審議が進まなかったところおっしゃいました。つまり、現本庁舎の耐震改修、そして一部増築ということの審議が、まだ十分なされていないのに、だからこそ強行採決ということをお願いしたということが1点と、それから先ほど申し上げましたが、新築案という案はないのに、まさに新築案は審議されていないわけでありまして、それをこういう形で事実と違った形での中間報告というこの文案には、到底納得はいかない。市民の皆さんもそうだと思いますよ。先ほどある場面をとってどなたかが、このケーブルテレビあるいはインターネットテレビでもあるいは議事録でもとおっしゃいました。

た。この新築案なるものの審議が、どこで行われているのか、教えていただけますかね。  
中西照典 委員長 いいですか、新築案っていうのは当初新築案っていうのは、全体構想案の中に4つありましたね、その中でさまざまな意見が交わされていって、その方向性が全く見えな  
い、その中ではいわゆる移転新築もあれば、いろんな新築もある中で、していく中でしてあり  
ます。ただ、4つの方向案の中で全く進みようがないので、私はこの本庁舎を改修するの  
かどうなのか、改修しないっていうのは新築すべきだということになりますので、それは今  
まで過去にいろいろと新築に対しての意見もあったでしょう。そういうのも含めてとい  
う、そういう意味の新築案です。新築案だけを取り上げて、やったわけでは確かにあり  
ませんが、やはり過去からきたところでもあります。ですから、そういうものを含めての  
私は新築案だというふうな意見で、そういう意味での案であります。

下村委員。

下村佳弘 委員 委員長が、何回か前の特別委員会で、会派の意見をまとめてこいとい  
うことをおっしゃられました。会派の意見はまとめておりましたので、新築とい  
うことを申し上げました、うちの会派は。場所のことは言わないですけどね。だから、耐  
震改修一部増築と新築案との対比ですよ、これは。対比。ただ対比は今までの議  
論の中で、何回ともなく棕田委員ともしたじゃないですか。棕田委員もや  
られたじゃないですか。

棕田昇一 委員 具体的に言ってください。どういう新築案かという議論された  
のですか。

下村佳弘 委員 何の新築案って、私たちの会派でそういう結論を出して持  
って出てきたということです。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 新築についてのいろいろ検討しないと云われましたけども、耐  
震改修のデメリットなんかずっと、大体新築になっとるわけです。それは執行部  
がいろいろ説明したでしょう。いろいろ維持管理費、年間3,000万とか。そ  
ういうことあるし、スペースの問題、あれもそれが新築、デメリットのこと  
ずっと出ているわけですわね、この耐震のほうが。それは逆に  
出てくる。それをずっと話したじゃないですか、ずっと流れを。

棕田昇一 委員 それは(聞きとり不能)ってもんだ、そんなおかしなこと  
言いなさんな、あんな。

寺坂寛夫 委員 何でそうじゃないですか。(「おかしいじゃないか」と呼ぶ者あり)  
この説明聞いてデメリット、メリットって言われたでしょ。あなたそれを見  
ながら、それは頭に入っとるわけです、皆さんは。

中西照典 委員長 橋尾委員。

橋尾泰博 委員 私さっきも申し上げただけど、この住民投票にかけた耐震改修  
の工法ですよ、これね、専門家がこの建物を活用しても耐震改修をすれば、  
民間のビルの強度の1.5倍は確保できますよ、市庁舎整備局でもここを耐震工  
事すれば活用できますよって言っているのですよ。それで先ほど、寺坂委員  
が耐震改修しても15年には新築工事しなきゃならんというようなお話を  
されましたけども、どうしてあなたは15年って区切って物が言えるのですか。  
耐震改修をすることによって、強度を強めて地震に強い建物にして、長く  
使えるものは使っていこうと

いう計画ですよ。それを何で住民投票で結果が出ているものに対して、我々が建築の専門家でないのに、この建物を耐震改修するのか新築するのか、やはりその前にすることがあるでしょう。市民の皆さんが住民投票で、耐震改修及び一部増築案を選択されたのですよ。そしたら、この耐震改修及び一部増築案がどういう形で市民の皆さんに具体的にこういう計画ですよと、工法はこうですよ、金額はこうですよとなぜそれが提示できないのですか。この中間報告の段階にですよ。市民の皆さんが選択をされた耐震改修計画案、これをないがしろにするっていうことは、住民投票を無視するってことでしょう。だから、住民投票の結果を尊重すると言われる皆さん方の考えを聞かせてほしいということ、何度も言っていますし、この委員会9人おりますけれども、そのうちの4人はいまだに市立病院跡地に新築移転を主義主張通される方ですよ。どうやって住民の皆さんの結果を受けとめておられるのですか。そこを教えてくださいよ。

中西照典 委員長 桑田委員。

桑田達也 委員 また堂々めぐりの議論になりつつあるので、私はちょっと委員長に提案したいと思うのですが、今この下から2つ目の固まりのところ、特に1行から3行目ぐらいがですね、この議論の中心となって、今ずっと広がってきているというふうに思いますので、最初に伊藤委員が提案をされましたけども、私からも会派持ち帰り、そして、もう時間ありませんからね、20日が閉会ですから、ですから1時間後とか1時間半後でも結構ですよ、本日中にこの中間報告案、どういう文面にするのか、各会派で出し合おうじゃありませんか。それでまとめるという方向でいいじゃないでしょうか。

中西照典 委員長 椋田委員。

椋田昇一 委員 先ほどマイクを使わずに大きな声で言ったものですから、もう一回ごめんなさい、ちゃんと言わせていただきます。

耐震改修の案についてのデメリットを議論したことが、新築案を議論したことだと寺坂委員がおっしゃりましたので、そんな荒っぽいといいますか、あってはならないような議論するのはやめましょうというふうに申し上げたので、もちろん反論があったら言っていただいたらいいですけど、先ほどマイク使いませんでしたので、発言しておきたいと思います。

中西照典 委員長 寺坂委員。

寺坂寛夫 委員 要は、耐震改修の議論をしました、いろいろね、合併特例債に間に合わないとか。そういう面がありましたわね。工期的にも無理だとそういう説明もあるわけですし、そういう面もあるし、橋尾委員も言われましたけど、同じような繰り返しになるけど、耐震工事というのが非常にいながら工事もできないということもあるということだったり、あらゆる面があるのです。それと、バリアフリーもできない、エレベーターの改修はまた別個でないとつくれん、新しく設けないとだめだと、今のところは拡張できないとか。それがあるわけですよ。その辺の全体的な話を進めました、この会で。それを全然……。

中西照典 委員長 寺坂委員ちょっと、先ほど桑田委員のほうから、特に椋田委員が指摘された面がやはり問題になるので、その辺を中心に持ち帰って、ということでしたかね、違いましたかね。ちょっと済みません、もう一度。

桑田委員、もう一度。

桑田達也 委員 ですから、私は問題にはなっていないと思っていますよ、全く。ですから、この中間報告案が十分でないという主張があるわけですから、会派に持ち帰ってその皆さんがおっしゃっておられる十分な文面にするにはどうすればいいのか、会派で御検討いただいて、本日中午に中間報告の中身については結論を出していけばいいと思います。

中西照典 委員長 済みません、私のちょっと聞き間違いだったかな。

今の桑田委員の提案についてどうですか。

伊藤委員。

伊藤幾子 委員 持ち帰りは本当にありがたいのですが、ただちょっと時間的にといいますが、それが言われているようにきょうじゅうですか、きょうじゅう、とかはちょっと何とも言えないのですよね。それとあと、中間報告、文章が出ていますけれども、必ずしもこれが全てこの間のことを書かれているとは、私認識してなくて、何回も言いますが住民投票のことは出されていませんよね。議会として何の評価もしてないのに、評価も下してないのに、執行部の評価をもとに全体構想がつけられて、中間報告を出そうという話になっているので、やっぱりそもそもそのところが抜け落ちているので、そういったことも含めて、ちょっと持ち帰って検討してまいります。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 そんな持ち帰りの必要ありませんよ。そんなことまで言われるのだったら、持ち帰る必要は全くない。何を言われるのですか。伊藤委員が言われた下から2段目の下から2行、現本庁舎を耐震改修することについて、失礼しました、その上ですね、一部委員からは現時点での採決は認められないとの意見がありました。そのとおりじゃないですか。表現は適切に、端的にまとめられていると思いますよ。何をもち帰られるのですか。

中西照典 委員長 伊藤委員。

伊藤幾子 委員 前回でしたか、前々回でしたか、中間報告をどう扱うかというのを持ち帰りましたよね。ここに来ているのは会派の代表だからっていうことで。だから、とにかく私はこれをとにかく持ち帰らせてくださいと。ぱっと見たときに、この委員会で出されたときに、私がおかしいと思ったところを、そのときに言っただけのことであって、会派で持ち帰ってほかにも出てくるっていう可能性は大いにあります。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 少なくとも先ほど聞かせていただいた部分に関しては、伊藤委員がここの委員会に、現場におられたわけですから、つぶさに状況はよくわかっておられて、ほかの同じ会派の委員さんよりも、十二分に雰囲気は感じておられたと思いますしね、その部分を私は見て、何ら不適切な部分はないと、私は感じていますからそういうふうにあえて言わせていただきました。

中西照典 委員長 持ち帰りの点ですよ。橋尾委員。持ち帰ってどうするかという点についてですよ。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 伊藤委員のほうから、持ち帰りという提案がありまして、我々も今この中間報告を出されて今読んで、議論しとるわけですけども、私も表現の部分なんかでももっと詳しく精査したいというふうに思います。といいますのは、今の伊藤さんと有松さんの議論を聞かせていく中で、一部委員から現時点での採決は認められないとの意見がありましたが、というようなことでやりとりがあったわけですけども、私はあのときに申し上げたのは、きょうも何度も言いますが、住民投票の問題だとかいろんな問題がありました。そういうこともきちっと整理ができていない委員会の中で、この現庁舎を耐震改修する、あるいは新築をするという委員長の提案が、今までの経過審議の流れからして、私はそれは委員長権限という形で提案されたけども、これはこの諮り方はおかしいということで申し上げました。議論も当然尽くされていないという部分もありましたけれども、委員長の権限で出された提案の中身が、今までの審議の経過を踏まえた形での提案でないということを申し上げて、私はこの席を立たせていただいたと、そういう流れの中で、委員長が採決をされても委員の中で採決をされなかった。

中西照典 委員長 これを持ち帰るかどうかということです、今。

橋尾泰博 委員 持ち帰ります。持ち帰りたと思います。ただ、先ほどの桑田委員がおっしゃったように、1時間後とかきょうのほうに段階で結論持ってこいというのは、これは物理的に無理です。いえば、議員が来ておりませんので、それは無理です。物理的に。きょう持ってこいというような話は、現実的に。そこは、桑田委員も理解された上での提案をされたのでしょけれども、私は無理だと思いますよ、どう出せて。

中西照典 委員長 有松委員。

有松数紀 委員 日にちがないということを我々は十分承知した上で、この議論をしているわけですし、中間報告を出すということも確認をし、その部分、今こういった状況にあるわけですから、いつ再開してこの確認ができて、中間報告が出せる状況というのを、でも橋尾委員提案されるというか、持ち帰りたと言われるのであれば、いつまでにはまとめるからということ、ちょっと示していただく中で合意したいと思います。

中西照典 委員長 それを橋尾委員に求めるのはちょっと酷ですね。要は、僕が酷ってという意味は、要は桑田委員が言われるような1時間、2時間後にということなのかどうなのかですね、ちょっとそこを例えば橋尾委員が言われるなら、いつごろという意味なのか、それをちょっと確認。持ち帰ると言われましたから、どのくらいの時間が。桑田委員は一、二時間って言われたので、どのくらいか、そういうことですね。はい、済みません。

橋尾泰博 委員 少なくとも、あしたは分科会長報告があるのかな。あしたは議員が全員出てきますので、その分科会長報告が終わってから、各会派で総会をさせていただいて、議員の皆さんの意見を聞いた中で、提案したいことがあれば提案をさせていただきたいというふうに思います。

中西照典 委員長 いかがですか。いいですか、皆さん。

桑田委員。

桑田達也 委員 いずれにしても、先ほど次長のほうから読み上げていただいて、ずっと確認ができたところは確認をした。そして住民投票の時点では、議論が十分ではなかったという



点と、それから耐震改修一部増築案、新築案を支持する委員に分かれるということ、それから一部委員からは現時点での採決は認められない、賛成者なしと、このあたりぐらいだと思うのですよ、先ほどのね、皆さんのお話を伺っておれば。ですから、そんなにここの理解をさらに深めるという意味での文面作成というのは、そんなに私は時間がかかるものではないというふうに思っておりますし、いずれにしても、これが閉会后にということにはなりませんから。この会期中に、中間報告は出すということもこの委員会では合意を見ていることでございますので、私は百歩譲ってあしたの分科会会長会終了後の会派の協議をしていただき、即日この中間報告の中身について持ち寄り、そして結論を出していかなくてはいけないというふうに思います。

中西照典 委員長 事務局、あしたの午後からってというのは、時間とれますね。明日。はい。

今、桑田委員からちょっと意見が出ましたけども。

橋尾委員。

橋尾泰博 委員 あしたの午後からって言われたのだけど、いやいや、うちのところの会派もね、あしたいろんな会合ようけいれとるだが。それで、急に、いつもあさっての何時だ、あしたの何時だちゃんなことばかり臨時の市庁舎特別委員会、招集されるのやっぱり無理があるでそりゃあ。

中西照典 委員長 そういう意見に同意できません。

有松委員、何かあれば。

有松数紀 委員 今、橋尾委員が言われた部分は、最終的にどういう状況が結論なのか、よく最後まで伺いませんでしたけども、でもやはりけじめをつけた運営の仕方に、我々は協力するべきであって、ちょっと会派の中で集まりが悪いからとかっていうのは、誠意がある答弁じゃないですよ。我々は、再度持ち帰ることを容認しようとしているのですから。我々この部分に、少なくとも私はこの文面何ら異を唱えるものではありませんからね、時間は要りません。だけど、異を唱える方々がいらっしゃるからその時間をとりましょうと言っているのですから、もう少し真摯に日にちを決めるとかいうことは言っていただく必要があると思いますよ。ちょっと会派の都合があつてなんていうのは許されませんよ。20日が最終日だということに。そんなことであつたら、我々認めませんよ。

中西照典 委員長 それでは、副委員長と相談の上、明日18日の予算審査特別委員会分科会長報告、討論、採決になりますけども、その終わりました後、昼からになると思いますけども、時間はまた特別委員会の進みぐあいによりますけども、午後になると思いますけども、このインターネット放送とCATVの関係がありますんで、時間は午後ということでまた詳しくは明日お知らせしますので、その予定でお願いいたします。

それでは、市庁舎整備に関する調査特別委員会第24回をこれで閉会します。

増田和人 議事係主任 済みません、委員長。分科会の報告は。

中西照典 委員長 あ、そうか。これは執行部、退席していただいて結構です。

分科会の報告を、午前中、委員長、副委員長でまとめましたので、皆さんにこのような報告をしたいと思いますので、今見ていただいて、中ほどちょっと下に市庁舎整備推進事業費につ

いてであります。本事業の執行に当たっては、正確性や広報の時期を含め、公正、公平な事業執行をされるよう望みます。ということであります。本意見は、予算審査特別委員長報告に盛り込みたいと思っておりますので、そのようにしたいと思います。よろしいですか。

はい、じゃあ、これで進めさせていただきます。

**午後 2 時09分 閉会**